

平成29年11月28日

第12回 定例総会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第12回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成29年11月28日(火)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	63	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	64	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	65	農地法第3条許可申請について
5	66	農地法第5条許可申請について
6	67	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
11月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義嗣	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 29 年第 12 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

12 番俵積田正康委員、13 番有村委員に、お願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 63 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書はページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 66 号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者(株)俵産業で、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 67 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんです。

整理番号 68 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては畑が 3 筆で 3,690 m²です。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての、整理番号 66 号から整理番号 68 号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号、あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題と

いたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第64号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。議案書は2ページになります。

名簿登録番号〇〇公民館29号、合同会社〇〇は桑専門型の認定農家で経営面積は52aです。農業労働力は、4名です。

同社は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載するものです。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載の、〇〇地区登録番号29号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第64号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に、一ヶ所資料の訂正をお願いいたします。

資料26ページをお開きください。

図面の中で、今回申請地4の65の36と四角でやじるしがついている土地がありますが、その右隣、〇〇〇〇さん名義で〇〇と表記してある地番がありますが、〇〇で訂正をお願いいたします。

それでは説明いたします。

今月の農地法第3条の許可申請は8件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号29号についてご説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇番、畑、1440㎡外10筆になります。合計5,592㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、71歳、〇〇市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、83歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の従兄弟にあたります。

整理番号29号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

申請地については6～14ページに掲載してあります。

申請地，○○○○及び○○町○○は，○○中学校 340mの範囲に点在し，○○町○○・○○町○○・○○・○○は，○○町・○○○○より西側 250m及び○○町・○○○○敷地から東側 170mの範囲に点在し，畑かん地区内に位置します。また，○○町○○・○○・○○及び○○町○○・○○は，○○小学校 150mの範囲に点在し，○○集落内及び周辺部に位置します。

続きまして，整理番号 30 号についてご説明申し上げます。

申請地は，○○○○番，畑，978 m²です。

譲渡人は，○○○○さん，無職，54 歳，東京都にお住まいです。

譲受人は，○○○○さん，農業，61 歳，○○町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号 30 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

申請地については 16・17 ページに掲載してあります。

申請地は，○○○○より北西側 800mの畑かん地区内に位置します。

続きまして，整理番号 31 号についてご説明申し上げます。

申請地は，○○○○番○○，畑，847 m²です。

譲渡人は，○○○○さん，農業，61 歳，○○町にお住まいです。

譲受人は，○○○○さん，農業，50 歳，○○町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号 31 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

申請地については 19 ページに掲載してあります。

申請地は，○○研修館より西側 600mの畑かん地区内に位置します。

続きまして，整理番号 32 号についてご説明申し上げます。

申請地は，○○町○○番○○，畑，330 m²です。

譲渡人は，○○○○さん，会社員，53 歳，兵庫県にお住まいです。

譲受人は，○○○○さん，パート兼農業，40 歳，○○町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号 32 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

申請地については 21 ページに掲載してあります。

申請地は，○○公民館より東側約 180mに位置します。

今回，1 筆の土地であったものを 2 筆に分筆して，譲渡するものであり，もう 1 筆は，一般住宅として転用されます。

続きまして，整理番号 33 号についてご説明申し上げます。

申請地は，○○町○○，畑，1082 m²です。

譲渡人は，○○○○さん，無職，68 歳，東京都にお住まいです。

譲受人は，○○○○さん，農業，86 歳，○○町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の姪にあたります。

整理番号 33 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

申請地については 23 ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇保育園より西側約 160m に位置します。

続きまして、整理番号 34 から 36 号までは、譲受人が同一であり、申請地が連続していることから、関連がありますので、一括して、ご説明申し上げます。

整理番号 34 号の申請地は、〇〇町〇〇番，田，264 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，67 歳，鹿児島市にお住まいです。

共有持ち分 60 分の 54 の譲渡であり，所有権が移転されることから，3 条許可を得ようとするものです。

なお，残り持ち分については，相続未登記であり，手続きが可能になり次第，申請したいとのことであります。

整理番号 35 号の申請地は，〇〇町〇〇番，田，145 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，79 歳，〇〇町にお住まいです。

整理番号 36 号の申請地は，〇〇町〇〇番，田，347 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，72 歳，鹿児島市にお住まいです。

これらすべての譲受人は，〇〇〇〇さん，建設業兼農業，68 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号 34 から 36 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 34 から 36 号の申請地については 25・26 ページに掲載してあります。

申請地は，〇〇町・〇〇保育園より西側約 300m に位置しております。

今回，提案いたしました整理番号 29 から 36 号においては，いづれも，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上，説明を終わります。

議長 続きまして，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

まず，整理番号 29 号を，俵積田広昭委員お願いします

3 番（俵積田広昭委員）整理番号 29 号について報告いたします。

11 月 12 日，譲受人立会いのもと，現地確認を行ないました。

譲受人は，〇〇に居住する農家です。

甘しょ及び野菜栽培に従事して，妻と 2 人で農業を営んでいます。

申請地はいとこからの贈与です。

申請地の説明は事務局の説明のとおりで，省きます。

枕崎市〇〇〇〇番，現在お茶畑です。

畑かん地区内で，北側は茶畑，東側・南側は甘しょ畑，西側は市道です。

〇〇町〇〇番地は集落内です。小集団の農地です。

西側，東側，南側は宅地です。北側は市道を挟んで宅地です。

現在も甘しょ畑です。

〇〇町〇〇番地も集落内です。小集団の農地です。

西側，東側は宅地です。南側はグリーンピース畑で，北側は集落道です。

現在も甘しょ畑です。

〇〇町〇〇番地は畑かん地区内です。

北側，西側，東側は甘しょ畑，南側は市道です。

現在も甘しょ畑です。

〇〇町〇〇番地は集落内で，小集団の農地です。

北側は市道，西側と東側は甘しょ畑，南側は農道です。

現在は甘しょを掘り終えた跡地です。

〇〇町〇〇番と〇〇番，集落内で小集団の農地です。

北側は農道で，東側と西側は甘しょ畑，南側は山林です。

現在は甘しょを掘り終えた跡地です。

〇〇町〇〇番，〇〇番，〇〇番同じ農地ないです。大集団の畑かん地区内です。

西側，南側，北側は甘しょ畑，東側は市道です。

現在は甘しょを掘り終えた跡地です。

この〇〇番，〇〇番，〇〇番は1枚の畑に3つの番地がある，前〇〇地区は畑かんでない前に，3枚の小さい畑があつて，それが〇〇工区畑かんとなって，そこに3枚の畑をもってきたため，この3筆の畑生まれたそうです。

〇〇町〇〇番も畑かん地区内です。

東側は県道，南側は集落道，西側・北側は甘しょ畑です。

現在も甘しょ畑です。

権利取得後もこれまでと同様の営農を行なう計画で，本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 続きまして，整理番号30号及び31号を，真茅委員お願いします

4番（真茅委員）整理番号30号について説明いたします。

場所は事務局の説明とおりです。

11月13日，譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと，聞き取り，現地調査を行ないました。

譲渡人の〇〇〇〇さんは東京在住で非農家です。

また，譲受人は〇〇町の甘しょ専業農家で，現農地を耕作していて，隣接地は自身の農地のため，今回土地の集積を行い，効率的な農作業と規模拡大を目標に

しております。

また、取得後は甘しょの作付を予定しているとのこと。

現在の状況としましては、東側に道路を挟み甘しょ、西側も道路を挟み甘しょ、南側に茶畑、北側に自作地の甘しょ畑が作付けされており、本件取得後も周辺農地も支障ないものと思われ、適切な申請ではないかと思われ。

続きまして、整理番号 31 号について、場所は同じく事務局の説明どおりです。

11 月 13 日、譲受人〇〇〇〇氏立会いのもと、聞き取り、現地調査を行ないました。

譲渡人は〇〇町に住む農家です。

また、譲受人は〇〇町に住む茶専業農家です。

今回自身農地の隣接地の本物件を取得し、土地の集積を行ない、作業の効率化を行い、そして規模拡大を目指している。

また、取得後は、茶園として利用する予定とのこととあります。

現在の状況としましては、東側に道路を挟み茶畑、西側に道路を挟み茶畑、そして南側に茶畑、北側に自身農地の茶畑が作付けされており、本件取得後も周辺農地にも支障ないものと思え、適切な申請ではないかと思われ。

終わります。

議長 続きまして、整理番号 32 号及び 33 号を、楠委員お願いします

7 番（楠委員）整理番号 32 号について報告いたします。

11 月 17 日に譲受人の配偶者である〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は〇〇町に在住し、甘しょ・オクラ等を栽培する畑作農業者です。

位置関係は事務局発表のとおりです。

申請地周辺は、東側は畑、北側及び西側は転用申請地、南側は市道となっております。

現在、耕作準備中の畑となっております。

取得後は、オクラを作付けし、畑として利用する計画で周辺農地と同様の営農であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われ。

次に、整理番号 34 号について報告いたします。

11 月 19 日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は〇〇集落で、甘しょを中心に栽培する畑作農業者です。

位置関係は事務局発表のとおりです。

申請地は、牧草畑の一角に位置し、北側は畑、西側は市道となっております。

現在、牧草畑となっております。

取得後は、畑として利用する計画で周辺農地と同様の営農であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われ。

以上報告を終わります。

議長 続きまして、整理番号 34 号から 36 号を、有村委員お願いします
13 番（有村委員）整理番号 34 号から 36 号まで、事務局の説明のとおり関連がありますので一括して報告します。

11 月 14 日、譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと、現地確認を行ないました。

譲受人は〇〇地区で甘しょなどを栽培しており、譲渡人は高齢であったり、市外に住居していたり、農業に従事していません。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地周辺は、東側は市道、南側及び北側は田、西側は竹・雑木林です。

現在、申請地周辺は遊休農地となっております。

取得後は、周囲と一体となって営農を行なう計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

問題のない申請ではないかと思われます。

最後に、西側に水路があり、雨水が流れ込まないように擁壁などで構築して防止を図るとのことでした。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12 番（俵積田正康委員）整理番号 29 号についてですけれども、譲受人が 83 歳ということで高齢ですけれども、この方には後継者がいらっしゃるのでしょうか。

3 番（俵積田広昭委員）私が一応譲受人と調査を行なって、その息子が 2 人います。

それで 1 人は東京、1 人は鹿児島に在住しています。

今の所農業はしていません。

東京は公務員、鹿児島にいる人は会社に就職して。

私も考えたんです、息子 1 人は帰って後見は誰かと、決めてないと。

それで多分鹿児島にいる人が帰ってきて後継ぐ、農業をしなくても帰ってくるのが鹿児島にいる息子だと私は聞きました。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

他にはございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 3 条許可申請の、整理番号 29 号から 36 号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号については、申請のとおり許可することに決定いたしま

した。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が1件・賃借権の設定が1件です。

整理番号30号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，498 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，パート兼農業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家住まいのため，自分の家を持ちたく申請する。」とのことです。

申請地は21ページに掲載してあります。

〇〇公民館から東側約180mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり，農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第2種農地と判断します。

転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟の建築です。

計画面積は498 m²で問題のないものと思われます。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

続きまして，整理番号31号の申請地について説明いたします。

申請地は〇〇町〇〇番，畑，1,917 m²です。

借人は社会医療法人〇〇理事長〇〇〇〇さん，社会医療法人です。

貸人は〇〇〇〇さん，医師です。

賃借権の設定です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「本法人が運営する〇〇〇〇病院の駐車場が不足しているため。」とのことです。

申請地は32ページに掲載してあります。

国道〇〇号線沿い〇〇町・〇〇〇〇病院敷地から，里道を挟んで，東側に隣接します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分はJR〇〇駅より390m西側に位置しており，500m以内農地に該当するため第2種農地と判断します。

転用目的は駐車場で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は普通自動車70台分の駐車場です。

計画面積は1,917 m²で問題のないものと思われます。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きまして、調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。

まず、整理番号 30 号を原田委員お願いします。

2 番（原田委員）11 月 17 日に、中原農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行ないました。

まず、整理番号 30 号について報告いたします。

立会人は、申請者の夫である〇〇〇〇さんです。

30 号の申請地は、説明にありましたとおり、大〇〇町の小集団の孤立した農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地北側は宅地及び畑、東側及び西側は宅地、南側は道及び分筆し譲渡される農地です。

1 筆の土地を 2 筆に分筆し、一般住宅及び農地として同時に譲渡されるものがありますが、農地境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するとのことです。

建物は農地境界より控えて建てるので、日照通風等支障を及ぼす恐れは無いものと思われます。

雨水については、溜枘及び南側側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は、合併浄化槽で処理後、南側側溝に排水する予定です。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上です。

議長 続きまして、整理番号 31 号を、中原委員お願いします。

9 番（中原委員）調査日と調査員は原田委員の説明のとおりでございます。

整理番号 31 号について報告いたします。

立会人は、申請者代理の〇〇さんと、病院の担当職員 2 名です。

31 号の申請地は、説明にありましたとおり、〇〇駅から近くにある、〇〇町の 2 種農地でございます。

申請地の北側は畑、東側は道、西側は宅地、南側は宅地及び畑です。

現状のまま整地し、砂利敷を行なうとのことですが、北側農地境界には土留めを対策を施し、南側にはブロック積み及びフェンスを設置し、周辺農地の土砂雨水の流出を防止するとのことです。

構造物も持たないことから、日照通風等の支障を及ぼす恐れはありません。

雨水につきましては、自然流下及び南側に溜枘を設置し、東側道路側溝へ放流するとのことです。西側及び南側の境界にしたがって里道がありますが、西側は市へ払い下げを申し出てるとのことで、承認され次第駐車場の一部として利用する計画です。

南側は境界にブロックを積み、及びフェンスを設置し、里道はそのまま残すと

のことです。

被害防除策も示しておりまして、やむを得ない申請ではないかと思えます。
以上で終わります。

議長 只今の事務局の説明及び調査員の報告に対し、質疑・意見はありませんか。
4番（眞茅委員）31号なんですけど、面積が1,917㎡ありますが、これは特例とかそういうので認められたわけですか。

事務局 これは用途が駐車場ということで、駐車場が何台ということで、伺っておりますので、質問は家とかの話と違いまして、駐車場という目的があるものですから、別の目的でされております。

その用途が例えば、ここは病院で大きく駐車場が必要ということで、駐車場が何台でしょうね、70台必要ということで、個人的な住宅と個人住宅には50㎡、それから農家用住宅には1,000㎡という規則がかかっていますので、駐車場にはそういうのはありません。

例えば、いで小屋の置場とか、そういうのは計画があれば通ることになっております。

議長 よろしいですか。

3番（俵積田広昭委員）この31号に関して、私が27年の8月20日に農地転用のときに行っています。

そのときは野菜を作ると私には説明してくれたけど、駐車場にこんなに見えるもんかなと思って今どんなもんだろうと質問しました。

事務局 許可から2年がたちまして、計画が変更されたということで、2年たっていますので、許可せざるをえないということでしております。

3番（俵積田広昭委員）わかりました。

議長 よろしいですか。

事務局 追加で、今みたいな状態で3条で取得しまして4条5条に変える場合は、最低1年間の耕作ということで、それを過ぎたらあとは自分の権利ということで、枕崎はそういうふうに行なっております。

議長 他にございませんか。

只今の件につきましては先月の総会でも出たんですが、太陽光等が1年経過したということで、目的外の申請が行なわれたということもありうるということで、皆様方もご承知おきいただきたいと思えます。

他にはございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農地法第5条許可申請の、整理番号30号及び31号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 6 号議案第 67 号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。議案書は 33 ページから 36 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 89-1 から 95-49 の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇外 6 名、利用権設定をするもの、〇〇〇〇さん外 65 名で、設定面積は、田が 2 筆の 826 m²、畑が 23 筆の 37,973 m²、樹園地が 174 筆の 258,623 m²で、合計 199 筆の 297,422 m²です。

なお、95-1～95-49 は農地中間管理事業に係る利用権設定です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 7 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の、整理番号 89 号の 1 から 95 号の 49 については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます

よって、議案第 67 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 67 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、12 月 20 日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 45 分閉会